

放課後等デイサービス利用者 様

## 放課後等デイサービス利用者に係る利用者負担軽減について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、学校の臨時休校が行われたことにより、やむを得ず放課後等デイサービスを利用し、利用者負担が増加する場合があります。ことから、下記のとおり利用者負担の軽減を行います。

記

### 1 利用者負担軽減の内容

令和2年3月に放課後等デイサービスを利用し、3月分に係る利用者負担が、2月分よりも高い場合、2月分と同額になるよう3月分の利用者負担を軽減します。

利用した事業所へは、軽減後の利用者負担をお支払いください。

### 2 利用者負担軽減に係る具体例

(1) 令和2年2月にサービスの利用が無い又は3月に新規で決定を受けた場合

項目名	令和2年2月	令和2年3月		軽減後
利用日数	0日	20日		20日
利用者負担	0円	2万円	<	<u>0円</u>

2万円の軽減

(2) 令和2年2月にサービスの利用があり、利用者負担が増加した場合

項目名	令和2年2月	令和2年3月		軽減後
利用日数	10日	20日		20日
利用者負担	1万円	2万円	<	<u>1万円</u>

1万円の軽減

(3) 令和2年2月にサービスの利用があり、利用者負担が減少した場合

項目名	令和2年2月	令和2年3月		軽減後
利用日数	10日	5日		5日
利用者負担	1万円	5千円	>	<u>5千円</u>

軽減対象外

#### 【問い合わせ先】

札幌市障がい福祉課給付管理係 Tel : 011-211-2938